

加茂市教育大綱

令和2年2月

加茂市

1 策定の趣旨

「加茂市教育の大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、市長が本市の将来を担う「ひとづくり」を進めるため、教育等に関する基本方針を定めたものです。

2 大綱の方向性

加茂市の教育施策は、北越の小京都「加茂」、香り高い文化都市「加茂」において、児童生徒を含む市民の方々が、豊かな自然・文化を満喫して幸せで充実した人生を送ることができるようにしようというものです。

この方向性は、加茂市民憲章の考え方が根底にあります。

<加茂市民憲章>

東に粟ヶ岳 加茂山の杉木立 西には豊かな田園 信濃川
わたしたちのふるさと加茂市は さわやかな緑につつまれ
加茂川はまちなみを映しながら 信濃川へと注いでいます
わたしたちは この恵まれた自然環境の中で
ユキツバキのねばり強さに似た たくましい市民性と活力を育て
そして連帯の意識を高めなければなりません
先人が培ってきた尊い歴史と文化をふまえて
いきいきとしたまちをつくりあげ
それを大いなる遺産として後世に伝えたいのです

(第1条 環境)	豊かな自然を大切にし 住みよいまちをつくります
(第2条 健康・安全)	強いからだと心をきたえ 明るく笑顔で暮らします
(第3条 家庭・文化)	やすらぎのある家庭をつくり みんなの夢を育てます
(第4条 公共心・公德心)	いたわりと思いやりの心で ふれあいの輪をひろげます
(第5条 希望・展望・情緒)	みんなで考え 力をあわせ のびゆくまちを築きます

市民憲章には ふるさと加茂市が住みよく心豊かなまちとして
限りなく伸展するようにとの深い願望がこめられています
この地を こよなく愛する加茂市民のなかに
市民憲章がしっかりと根づき いつまでも生き続けるならば
希望あふれるあしたを約束されると信じます

3 計画の期間

2025年度までの計画とし、必要に応じ見直す。

加茂市では、自然や芸術文化・スポーツの本物にふれ、ゆったりとした教育環境の中で、子どもたちが育つ教育を推進していきます。

加茂市教育の基本理念

ゆったり 伸び伸びと育つ 北越の小京都 加茂市の教育



目指す子ども像

「豊かな心でたくましく実践する子ども」

基本理念の教育を進める中で、将来の加茂市、新潟県、そして日本の発展に貢献できる人材を育成するという「目指す子ども像」を表す言葉です。



具現化する際の基軸となる考え

<真の日本人・真の国際人の資質を育む>

- 子ども達一人ひとりが、日本人としての自信と誇り、郷土愛を持ち、そして国際感覚を備えてグローバルに活躍する資質を育む教育を推進します。

※伝統文化や海外の異文化に触れる機会の充実。

「武道授業」



「ロシアとの
交流事業」



<本物に学ぶ>

- 学習する事柄の本質や真髄を、直接、心や肌で感じることでできる教育を推進します。

※優れた指導者や芸術等に、直接、触れて学ぶ機会の充実。

「芸術鑑賞」



「新体操教室」



<ゆったりとした心を育む>

- 心身ともにゆとりのある環境の中で、自らを愛し、他人を尊重できる心を育む教育を推進します。

「茶道部」



「慈善活動」



基本理念に基づく「加茂市学校教育の重点」の作成・実施